

## 「日本介護食品協議会10年史」の 内容ご紹介④

前号に引き続き本号では「Ⅳ. 自主規格策定活動」より、6、7の内容をご紹介します。

### 6. 容器包装への開封口表示

ユニバーサルデザインフードに適した容器包装のあり方については、容器包装研究会が中心となり審議を行っている。研究会では「ユニバーサルデザインフード自主規格第1版」において懸案として記載された「容器包装の設計配慮事項」について、自主規格分科会からの要望を受け、具体的なユニバーサルデザインフード容器を規格化することを目的に平成15（2003）年度以降、検討を重ねてきた。

自主規格中の「容器包装の設計配慮事項」には、「日本工業規格 JIS S 0021 高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器」及び「同 JIS S 0022 高齢者・障害者配慮設計指針－包装・容器－開封性試験方法」等を参考にすることが記載されており、設計配慮事項の5項目として掲げている。

- 1) 開け口、開封部の場所を識別しやすくするための配慮事項
- 2) 内容物の識別をするための配慮事項
- 3) 同一または類似形状の包装・容器の内容物識別のための配慮事項
- 4) 開けやすくするための配慮事項
- 5) 握力が低下した使用者においても使いやすい容器の形状

これらのうち、ユニバーサルデザインフードに付与できる現実的な事項について、食品メーカーへのアンケート調査等も行いながら自主規格化の検討を進めてきたが、容器包装の設計の自由度の問題（パテント関連）、食品メーカー側への容器選択の強制など、自主規格化に対する問題点が浮かび上がることとなった。以下、検討された内容。

- ① 1) および2) の2項目については表示（印

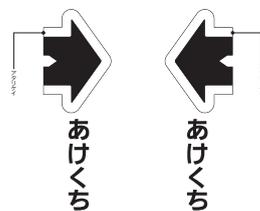
刷）による対応となるため、容器メーカー側としては対応可能である。

② 3) は、容器形状の変更が必要となることから、ユニバーサルデザインフード容器に導入するのは現段階では難しい。

③ 4) および5) の2項目は容器の機能性に関する事項で、各社とも積極的に取り組んでいるが、容器コストが上昇すること、各社特許等が係わってくるなどから、導入には慎重を要する。

以上、容器メーカーおよび、実際に商品を供給する食品メーカーの立場から、比較的实现可能と考えられる優先事項の1「開封部の識別をし易くする」の規格化について、市販用ユニバーサルデザインフード商品として多くの商品がある「パウチ」に対してこれを進める意向が確認された。

一方、開封部識別表示は、既に食品メーカー各社で行っており、協議会の提示する案を新規に採用するには、同案の有用性の立証が不可欠との指摘が普及委員会よりあったことから、表示案としてあげられた3案について、利用者アンケートを実施し（平成20（2008）年3月）、この結果有用性の認められる右記矢印マークを抽出した。



研究会では同案の表示について「設計配慮事項」（表示義務を伴わない）として自主規格に盛り込むことを前提に、会員企業に対して本案への意見を求めたところ、マークに付帯する文字表現としては「あけくち」の他に「切り口」も多く使われていることがわかった。これら文字表現については、各社商品のユーザーからの意見を反映したいわば「社内規定」としての運用となっているため、ユニバーサルデザインフード商品のみについて文字表現を変更することは困難であるとの意見も寄せられたことから、文字表現については明確な規定を設けず「自主規格第2版」に盛り込むこととした。

同「開封部マーク」については意匠権取得も視野に入

れた検討が行われたが、懸案となっている。今後は、協議会パンフレットやホームページなどを通じて、ユニバーサルデザインの観点から「ユニバーサルデザインフードの特徴」の一つとして、ユニバーサルデザインフード商品が「見やすい開封部表示を行っている」点をアピールしていくものである。

## 7. 介護食品の特許について

介護食品については、キューピー(株)の有する介護食特許の取り扱い問題がある。本件は本来キューピー(株)と関係者(特許使用者)の双方協議の上の問題であるが、平成14(2002)年度の技術委員会で議論され、同年度第2回理事会で取り扱いについて諮られている(平成15(2003)年1月30日)。この経過受け、協議会では会員企業を対象に特許説明会を開催(平成15(2003)年3月15日)し、下記の通り結論を得た。

### 【介護食特許の取り扱いについて キューピー(株)】

キューピー(株)の有する介護食特許(特許3061776)の取り扱いについては広い適用範囲を有するため、介護食品を普及するという目的から、キューピー(株)としては権利行使を行わず、協議会加盟会社に対しては、下記により特許維持のための実費の負担で使用許諾を行っていく方針です。

#### 《特許内容》『咀嚼・嚥下機能低下者用食品』

発明者：キューピー(株) 濱千代善規, 伊藤裕子

出願日：平成10(1998)年9月16日

登録日：平成12(2000)年4月28日

権利満了日：平成30(2018)年9月16日

実施許諾を要望する企業とキューピー(株)が個別に覚書を交わし、維持費に相当する使用料を負担するものであり、協議会会員各社については使用料を大幅に低減いたします。

使用料：協議会加盟会社「契約時 一時金なし+年間10万円」

【発明の名称】咀嚼・嚥下機能低下者用食品

【特許請求の範囲】

【請求項1】水分含量72～88%の食品において、固形部と液部の比率が固形部/液部=35/65～60/40であり、液部には澱粉類を1.0～5.0%含有し、かつ、スプレッドメーターで測定した値が4～8cmである咀嚼・嚥下機能

低下者用食品。

【請求項2】水分含量72～88%の食品において、米を固形分換算で5～15%、澱粉質を0.25～3.0%含有し、かつ、スプレッドメーターで測定した値が4～8cmである咀嚼・嚥下機能低下者用食品。

【請求項3】増粘多糖類を0.05～0.5%含有する請求項1又は請求項2記載の咀嚼・嚥下機能低下者用食品。

【請求項4】固形部を形成する具材が、略立方体、略球形あるいは不定形な塊状の場合は2～15mm、扁平状あるいは細長いもの場合は最も長い部分が25mm以下であり、固さが $1 \times 10^6 \text{ N/m}^2$ 以下である請求項1乃至請求項3記載の咀嚼・嚥下機能低下者用食品。

【請求項5】加圧加熱殺菌してなる請求項1乃至請求項4記載の咀嚼・嚥下機能低下者用食品。

【請求項6】冷凍してなる請求項1乃至請求項5記載の咀嚼・嚥下機能低下者用食品。

〔日本介護食品協議会10年史〕36～38より引用。

## 【会議、催事等の予定】

3月7日(水) 第8回自主規格分科会(缶詰協会会議室)

3月28日(水) 第5回容器包装研究会(缶詰協会会議室)

## 【UDF 商品登録状況(756品目・1月末現在)】

	区分1	区分2	区分3	区分4	とりみ調整	合計
乾燥食品	0	0	2	0	51	53
冷凍食品	105	35	315	12	0	467
常温食品	14	47	109	65	1	236
合計	119	82	426	77	52	756

## 【会員の異動(1月)】

計48社(1月末現在)。

◎日本介護食品協議会では会員企業を募集しています。協議会とユニバーサルデザインフードについては事務局までご連絡ください。

事務局：東京都千代田区神田東松下町10-2

翔和神田ビル3階(社)日本缶詰協会内

TEL 03-5256-4801

FAX 03-5256-4805

<http://www.udf.jp/>